

産休育休期間契約更新に関する要望書

平成 年 月 日

様

現在、派遣という立場で産休育休を取得するには雇用契約が必要です。妊娠という理由で契約を解除または更新されないと、産休育休を取得することができなくなってしまいます。今までずっと支払ってきた税金も全て無駄になります。

産休育休中の契約の更新は、再雇用の「確定」ではありません。産休育休後は派遣元が新たに派遣先を紹介してくれることとなっています。また、産休育休に関する手続きは全て派遣元が行います。

産休育休中の雇用契約の内容は、

雇用期間…「平成〇年〇月〇日（産休開始日）から育児休業期間の最終日（育児休業の6ヶ月延長が認められた場合については、その延長期間の最終日を契約の終結とする）まで」

仕事内容…「雇用期間中は休業となるため、明示すべき仕事はない」

上記のような内容となります。この間、貴社が支払う費用等は一切発生いたしません。

安心して子育てをができますよう、産休育休中の雇用契約の更新をお願い致します。
